

IV. 事故災害対策編

第1章 予防計画

第1節 海上災害対策計画

第1 海難災害対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

総務課
産業課

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

防災関係機関
総務課
産業課

(1)実施事項

ア 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者を含む。以下同じ）、大津漁業協同組合

- ① 気象状況の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応援体制を整備するものとする。
- ③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

イ 浦幌町

- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ② 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ③ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- ④ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ⑤ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材などの整備促進に努めるも

のとする。

- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携について徹底を図るとともに体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第2 流出油等対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため実施する各種予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

浦幌町、十勝地区沿岸排出油対策協議会及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消化薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに体制の改善等、必要な措置を講じる。
- (7) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- (8) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を

図る。

(9) 船舶所有者等、大津漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

- ア 油等大量流出事故災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

(10) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

第2節 鉄道災害対策計画

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社は、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社は、自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し速やかに対応を図る。
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社は、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- (5) 北海道旅客鉄道株式会社は、関係機関との相互に連携して実践的な防衛訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (6) 北海道旅客鉄道株式会社は、災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第3節 道路災害対策計画

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 道路管理者

ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

オ 道路災害に備え施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

カ 道路利用者に対して道路災害時における対応等の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

キ 道路災害の原因究明のために総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

2 北海道警察

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され、災害の発生のおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

総務課
施設課
防災関係機関

予
防
計
画

第
3
節
道
路
災
害
対
策
計
画

第4節 危険物等災害対策計画

第1 危険物の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているもの。

(例) 石油類 (ガソリン、灯油、軽油、重油) など

2 火薬類

火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第2条に規定されているもの。

(例) 火薬、爆薬、火工品 (工業雷管、電気雷管等) など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第2条に規定されているもの。

(例) 液化石油ガス (L P G)、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) 第2条に規定されているもの。

(例) 毒物 (シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物 (ホルムアルデヒド、塩素等) など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和32年法律第167号) 等によりそれぞれ規定されているもの。

第2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者 (以下「事業者」) 及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

ア 事業者

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察署へ通報するものとする。

イ 浦幌消防署

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- ② 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 池田警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

ア 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

イ 池田警察署

- ① 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、北海道又は北海道経済産業局に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

ウ 浦幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

ア 事業者

- ① 高圧ガス保安法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 池田警察署

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- ① 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに北海道知事に通報するものとする。

ウ 浦幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者などにより自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- ① 毒物及び劇物取扱法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

イ 池田警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等の事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るも

のとする。

ウ 浦幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

ア 事業者

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規定の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学省放射線対策課、浦幌消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 浦幌消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 池田警察署

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- ② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のための必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

6 主要事業所危険物施設

危険物貯蔵所等の所在は、資料編を参照のこと。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然防止するため必要な予防対策を実施する。

1 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建造物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、公民館、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理等を指導する。

3 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

4 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、避難行動要支援者対策に十分に配慮する。

5 消防水利の確保

同時多発火災や消防栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用などにより、消防水利の多様化及び確保に努める。

6 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の

整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

7 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

8 火災警報

町長は、十勝総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度72%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

第6節 林野火災予消防計画

第1 林野火災予消防計画

林野火災予消防計画は、別に定める「浦幌町山火事予消防対策要綱」によるものとする。

1 林野火災消火班編成表

主体	班名	役員	担当区
産森 林業 組 課合	1班	まちづくり政策課 上浦幌支所	川上・栄穂・貴老路・恩根内・川流布
	2班	施設課	合流・宝生・相川・富川・美園・活平
	3班	総務課 農業委員会	瀬多来・留真・円山・常室・常豊・帯富
	4班	町民課	幾千世・稲穂・万年・平和・吉野
	5班	保健福祉課 こども子育て支援課	上厚内・厚内・直別・静内・十勝太
	6班	教育委員会	共栄・愛牛・生剛・統太・養老・朝日・豊北

2 浦幌町山火事消防本部編成表

本部長 浦幌町長
 副本部長 浦幌町副町長
 副本部長 十勝総合振興局森林室長
 副本部長 浦幌町森林組合長

部名	部長	副部長	部員
総務	産業課長	産業課長補佐 森林組合課長	産業課 森林組合
消防	浦幌消防署長	消防団団長 総務課長 まちづくり政策課長 町民課長 会計管理者 農業委員会事務局長 森林愛護組合長	浦幌消防署 消防団 総務課 まちづくり政策課 町民課 農業委員会 森林愛護組合
機動	施設課長		施設課
炊き出し	教育長	教育次長 議会事務局長	教育委員会 議会事務局
救護	保健福祉課長	こども子育て支援課長	保健福祉課 こども子育て支援課

